３　共助の依頼をするに当たつては、依頼の趣旨、内容その他の必要な事項を明確にし、及び依頼を受けた都道府県警察等の事務の遂行に支障を及ぼさないようにしなければならない。

４　都道府県警察等は、他の都道府県警察等に対し共助の依頼をするため必要がある場合においては、警察庁又は管区警察局にそのあつせんを求めることができる。

（緊急事件手配）

第五条　都道府県警察等は、その管轄区域における犯罪の捜査につき、他の都道府県警察等に対して緊急の措置を依頼する必要があるときは、緊急事件手配書（犯罪捜査規範（昭和三十二年国家公安委員会規則第二号。以下「規範」という。）別記様式第一号）により、必要な措置を求めるものとする。

（事件手配）

第六条　都道府県警察等は、他の都道府県警察等に対し、容疑者及び捜査資料その他参考事項について通報を求める場合には、事件の概要及び通報を求める事項を明らかにして、事件手配を行うものとする。

（指名手配の種別）

第八条　［１～３　略］

４　第二種手配があつた被疑者を逮捕した都道府県警察等は、手配をした都道府県警察等が遠隔であるため、通常の方法による身柄の引取りを待つこととした場合に、明らかに刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第二百三条の規定による時間の制限を超えることとなると認められるときには、これを第一種手配として取り扱うことができる。この場合において、その旨を速やかに手配をした都道府県警察等に通告するものとする。

（身柄引渡しの原則）

第九条　指名手配があつた被疑者を逮捕した都道府県警察等（以下「逮捕警察」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、被疑者の身柄をその指名手配をした都道府県警察等（以下「手配警察」という。）に引き渡さなければならない。

［一～三　略］

［２～４　略］

（指名通報）

第十一条　他の都道府県警察等に対し、身柄の引渡しを求めない被疑者について、その事件の処理を委ねる旨の手配は、指名通報書（規範別記様式第二号）により行うものとする。

２　［略］

３　第一項の指名通報があつた事件については、あらかじめ、通報を発した都道府県警察等に、逮捕状の有無、容疑事実の内容、関係書類その他捜査資料の有無等を照会して処理するものとする。

４　［略］

（専門重要犯罪の報告）

第十二条　都道府県警察は、航空機事故、列車事故その他のその捜査に関し専門的な知識若しくは技能又は経験を必要とする重要な事案で警察庁長官（以下「長官」という。）が定めるものに係る犯罪（以下「専門重要犯罪」という。）を認知したとき（第二十六条の二から第二十六条の四までに規定する場合を除く。）は、その旨を速やかに警察庁及び管区警察局に報告しなければならない。

３　共助の依頼をするに当たつては、依頼の趣旨、内容その他の必要な事項を明確にし、及び依頼を受けた都道府県警察の事務の遂行に支障を及ぼさないようにしなければならない。

４　都道府県警察は、他の都道府県警察に対し共助の依頼をするため必要がある場合においては、警察庁又は管区警察局にそのあつせんを求めることができる。

（緊急事件手配）

第五条　都道府県警察は、その管轄区域における犯罪の捜査につき、他の都道府県警察に対して緊急の措置を依頼する必要があるときは、緊急事件手配書（犯罪捜査規範（昭和三十二年国家公安委員会規則第二号。以下「規範」という。）別記様式第一号）により、必要な措置を求めるものとする。

（事件手配）

第六条　都道府県警察は、他の都道府県警察に対し、容疑者及び捜査資料その他参考事項について通報を求める場合には、事件の概要及び通報を求める事項を明らかにして、事件手配を行うものとする。

（指名手配の種別）

第八条　［１～３　同上］

４　第二種手配があつた被疑者を逮捕した都道府県警察は、手配をした都道府県警察が遠隔であるため、通常の方法による身柄の引取りを待つならば、明らかに刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第二百三条の規定による時間の制限を超えると認められる場合には、これを第一種手配として取り扱うことができる。この場合においては、その旨を速やかに手配をした都道府県警察に通告するものとする。

（身柄引渡しの原則）

第九条　指名手配があつた被疑者を逮捕した都道府県警察（以下「逮捕警察」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き被疑者の身柄をその指名手配をした都道府県警察（以下「手配警察」という。）に引き渡さなければならない。

［一～三　同上］

［２～４　同上］

（指名通報）

第十一条　他の都道府県警察に対し、身柄の引渡しを求めない被疑者について、その事件の処理をゆだねる旨の手配は、指名通報書（規範別記様式第二号）により行うものとする。

２　［同上］

３　第一項の指名通報があつた事件については、あらかじめ、通報を発した都道府県警察に、逮捕状の有無、容疑事実の内容、関係書類その他捜査資料の有無等を照会して処理するものとする。

４　［同上］

（専門重要犯罪の報告）

第十二条　都道府県警察は、航空機事故、列車事故その他のその捜査に関し専門的な知識若しくは技能又は経験を必要とする重要な事案で警察庁長官（以下「長官」という。）が定めるものに係る犯罪（以下「専門重要犯罪」という。）を認知したとき（第二十六条の二及び第二十六条の三に規定する場合を除く。）は、その旨を速やかに警察庁及び管区警察局に報告しなければならない。